

怒りでむかえよう11・9



発行所
三池炭鉱労働組合
大牟田市不知火町2
電話 ③3033番
③3034番
編集兼
発行人 山下 開
半年間1,200円 送料共

全国の働く者の関心を集めながら、三池労組、三池主婦会
は総評、炭労との連帯をもって、大爆発が起きた十一月九日
三池現地で、三池大災害十四周年抗議集会を開催する。こ
の日は三池労組の全組合員は三井鉱山の災害責任を追及し、抗
内外の保安確立を要求して二十四時間ストライキに突入、集
会に参加する。
集会には総評、炭労をはじめ各単産の代表や、社共両党ほ
か民主諸団体から多数の代表の参加もあって、抗議集会は毎
年のことながら、燃えあがる働く者の怒りに包まれることだ
ろう。(写真は大災害犠牲者遺族)



総評弁護団から来牟 三池労組などと交流

三池労組が迎える十四回目の総評弁護団(佐伯勝治団長、団員
り日(十一月九日)に重なり、約二百人)から調査団が来牟。
調査団は、佐伯総評弁護団各長
自ら団長となり、約四十人の弁護
士をもって構成されている。
右調査団のこんどのおもな調査
目的は、大牟田の関連企業に働く
労働者やその労働組合の、権利闘
争の実際をつかむこととされ、あ
る会社と、行政上の責任を負うべき鉱山保安監督局に対し嚴重に抗議するとともに、保安確保の
ための四項の要求を提出した。

続発する災害に抗議 組合、会社に四項を要求

三池労組は、大小の災害をくり返しながら、依然として保安無視・人命軽視の合理化を強行す
る会社と、行政上の責任を負うべき鉱山保安監督局に対し嚴重に抗議するとともに、保安確保の
ための四項の要求を提出した。

11月に二つの公判 大災害裁判と上村裁判

三井の災害責任
を追及する裁判の
うち、三池大災害
裁判と上村裁判と
いう二つの公判が
次の日程で開廷す
る。
十一月十五日の
午後一時から福岡
高裁で上村裁判公
判。前回の公判で
判例として三池労組側代
理弁護士による反対尋問と、前回
に引き続き、会社側代理弁護士に
よる島田証人(会社側)に対する
主尋問が予定されている。
また大災害裁判の第二十二回公
判が十八日に開廷され、前回主尋
問が行なわれた東島証人(会社
側)に対する反対尋問(組合側)
と、坂井証人(会社側)に対する
主尋問が行なわれる。とくに東島
証人に対する反対尋問は重要とな
ろう。

注目の中で抗議集会 改めて命守る闘い誓う

三池大災害十四周年抗議集会が
この九日にせままっている。
集会はその日午後一時から大
牟田市市民会館で開幕。全参加者
とくに三池労組の組合員は怒りも
新たに、三井独占資本の災害責任
を追及するとともに、CO患者に
対する完全治療、前取補償、解雇
制限、それに遺族補償、坑内外に
おける保安の確保を要求、さらに
三池大災害十四周年抗議集会が
現在進めている大災害裁判の勝
利、命を守る反合理化闘争の強化
などをめざし、団結を固める
こと誓うこととなっている。

三池労組は、大小の災害をくり返しながら、依然として保安無視・人命軽視の合理化を強行す
る会社と、行政上の責任を負うべき鉱山保安監督局に対し嚴重に抗議するとともに、保安確保の
ための四項の要求を提出した。

炭労、秋闘を妥結 資本側の態度に怒り

炭労は大会決定にもとづいて進
めてきた秋闘闘争を、十月二十六
日一番方から決定していたストラ
イキを中止し、妥結した。
退職金、救済手当、じん肺・
せき損手当などの増額が要求だ
が、十月二十日の第一回以来連
日続けてきた団体交渉のあと、こ
の妥結となった。

炭労、秋闘を妥結 資本側の態度に怒り

炭労は大会決定にもとづいて進
めてきた秋闘闘争を、十月二十六
日一番方から決定していたストラ
イキを中止し、妥結した。
退職金、救済手当、じん肺・
せき損手当などの増額が要求だ
が、十月二十日の第一回以来連
日続けてきた団体交渉のあと、こ
の妥結となった。

炭労、秋闘を妥結 資本側の態度に怒り

炭労は大会決定にもとづいて進
めてきた秋闘闘争を、十月二十六
日一番方から決定していたストラ
イキを中止し、妥結した。
退職金、救済手当、じん肺・
せき損手当などの増額が要求だ
が、十月二十日の第一回以来連
日続けてきた団体交渉のあと、こ
の妥結となった。